

個人所得税の寄附金控除

本学園は「租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たす法人」及び「所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人」であることの認定を受けておりますので、その「証明書（写）」により、次のいずれかの控除を受けることができます。

	税額控除	所得控除
寄附金控除の内容	所得税額から直接控除	課税前の所得から控除
控除額	(寄附金額－2千円) × 40%	寄附金額－2千円
申告時期	ご寄附された翌年の確定申告時	
申告方法	安田学園が発行する寄附金領収証を確定申告書類に添付して所轄税務署に提出してください。	
寄附金控除額 (目安)	(例) 課税所得が400万円の方が1万円を寄附された場合	
	3,200円	1,600円
	(1万円－2千円) × 40% = 3,200円 (※1) 〈所得税額から直接控除されます〉 ※所得税額の25%が限度	1万円－2千円 = 8,000円 (※1) 〈課税前の所得から控除されます〉 〔所得税率20%とした場合の控除額 8,000円 × 20% = 1,600円〕
備考	上記は、税額控除と所得控除の違いを比較するための簡易計算です。それぞれの申告内容によって多少差が生じる可能性があります。 (※1) 年間総所得金額の40%が限度です。	